庄原市行政評価シート

事務事業名 庄原市創業サポート補助金

Ī	听管	企画	振興	部	商工	観光	ć	課	
実力	施期間	平成	29	年度~	令和		4	年度	(終期設定が無い場合は終期を空白)
	算科目	会計	蒜	欠	項			目	事業
予算		01	07	0	1		02		4201
		一般会計	商工費	商	商工費		商工振興費		商工振興事業
対	象者	者 市内中小企業者(創業するものを含む) 対象者数など				*数など -			
根拟	L法令等	庄原市創業-	サポート補助	金交付要	綱				
HP:	アドレス								
実力	施目的				小企業者等に 拡大させ、市内				で庄原市創業サポート補助金(以下「補助金」 る。
1. 補助対象者 補助金の交付を受けることができる者は、市内で創業又は第二創業するために有 (1) 創業 新レ(事業を始めること。※特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書 (2) 第二創業 既に事業を営んでいる事業者及びその後継者等が、業態転換又は既に営ん 2. 補助対象事業 (1) 店舗等設置費補助事業(店舗等の取得、新設又は改装に係る費用を補助) (2) 店舗等借上料補助事業(店舗の借上料を2年間を限度に補助) (3) 市場調査費補助事業(国の補助金等を受けるための事業計画に係る市場調 3. 補助金の額(※補助金の交付は、同一の補助対象事業につき、1回限り) (1) 店舗等設置費補助事業 補助対象経費の3分の1以内の額とし、店舗等のは取得又は新設する場合は200万円をそれぞれ限度とする。 (2) 店舗等借上料補助事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、月額4万円 (3) 市場調査費補助事業 補助対象経費の3分の1以内の額とし、月額4万円 (3) 市場調査費補助事業 補助対象経費の3分の1以内の額とし、50万円を限 4. 審査会 補助金交付の適正及び公正を期すため、補助金審査会を設置し、審査する。					用書を発行された市内に住所を有する者。 営んでいる事業と異なる事業を始めること。 前) 調査費を補助) の改装のみの場合は100万円を、店舗等を 5円を限度とする。				
年度	令和 元 年度	交付決定者5(業種内訳:卸売業1、飲食業2、小売業1、美容業1) (補助内容内訳:店舗等設置費補助5件·3,700千円 店舗等借上料補助1件·480千円)						5上料補助1件·480千円)	
別実績	令和 2 年度	交付決定者20	交付決定者2(業種内訳:小売業1、宿泊業1) (補助内容内訳:店舗等設置費補助2件·2,500千円 店舗等借上料補助1件·960千円)						5上料補助1件·960千円)
概要	令和 3 年度	交付決定者3(業種内訳:教育·学習支援業1、飲食業1、生活関連サービス·娯楽業1) (補助内容内訳:店舗等設置費補助3件・3,000千円 店舗等借上料補助1件・132千円)							

(単位:千円) 実績指標

人们只可以						_	- 1-2- 1 1 3/
		項目	内容	R1	R2	R3	計
		補助金	補助金の支出	3,527	2,710	3,750	9,987
	事業費						0
							0
事業費			計	3,527	2,710	3,750	9,987
(インプット)		国県支出金					0
	財	地方債					0
	源	その他					0
		一般財源		3,527	2,710	3,750	9,987

	指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
	1	補助金活用件数	件		6	3	4	13
実績	2							0
(アウトプット)	3							0
	1	創業者の人数(第2創業含む)	人		5	2	3	10
成果	2							0
(アウトカム)	3							0

設置費と借上料の2事業の交付決定を受けた者あり。 借上料は2年間を限度に、事業開始から12月経過後及び事業完了後に交付するため、支出は交付決定年度と異 備考 なる。

庄原市行政評価シート

事務事業名 庄原市創業サポート補助金

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段	t)·分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平:	(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				評価委員会
優 先 度	Α	Α	Α	0.7	0.7
A 同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い				2	5
B 同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くら		0		1	2
○ 同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い	事業である。		I	0	0
認知度	△ 0.3	△ 0.1			
A 対象者以外にも、おおむねの内容は知られて	いる事業である。	•		1	0
B 対象者には、おおむねの内容は知られている				0	6
○○○○一部の者を除き、事業があることすら知られて	いない。			2	1
有 効 性	0.3	0.5			
A 費用に対して、効果・成果が高い事業である。				1	3
B 費用に対して、効果・成果が中くらいの事業で	ある。			2	3
C 費用に対して、効果・成果が低い事業である。	0	0			
受益者満足度 ※受益者: 市内中小企業者(創業するものを含む)	В	Α	Α	1.0	0.7
A 受益者(対象者)は、満足している事業内容で	ある。	•		1	5
B どちらともいえない。	0	2			
C 受益者(対象者)が、満足できない事業内容で	ある。(改善要望	がある ほか)		0	0
市民(納税者)納得度	В	Α	B+	0.5	0.3
A 目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以	以外も納得できる	事業である。		1	2
B どちらともいえない。				1	5
C 目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以	以外は納得できな	い事業である。	_	0	0
代 替 性	Α	Α	Α	0.7	0.6
A 収益性や技術面から民間での実施が難しく、	市が実施すべき	事業である。		2	5
B 民間での実施も可能であるが、公共性・公平的	1	1			
○ 市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検	0	1			
まちづくり基本条例適合性	Α	B+	Α	0.3	0.9
A 市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業	である。		•	1	6
B 市民の自立促進までは期待できないが、条例の	趣旨(市民が主役	のまちづくり)に沿っ	った事業である。	2	1
C 条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手流	去・内容を見直す	べき(終了を含む)。)事業である。	0	0

所管課評価

拡充

市内での創業は、地域経済の活性化や雇用の創出につながり、経済効果が高い。

視点

課題

令和4年度末で補助金交付要綱が失効する。コロナ禍で経済情勢は厳しいが、都市部から移転しての創業や、現行業種からの転換等を検討する者もあり、創業に対する支援は継続して実施すべきと考える。

補助対象とする創業の業種が限られていることで、対象外となる相談事例もあり、対象業種の拡充も含めた検討が必要である。

この創業サポート補助金は、審査会を経て交付決定を行うため、事業着手が10月となり事業実施期間が短くなる。

旧市町の中心となる区域での創業に対しては、別に定める「庄原市まちなか活性化補助金」によって支援を実施しており、創業に対する支援でありながら、店舗の設置場所によって、審査会の有無や、補助額、補助対象事業の内容等が異なっており、市の創業に対する支援策の調整が必要である。

創業後の経営指導体制の構築や、創業者同士の交流の場の創出など、継続した支援も重要である。

また、本市の創業は飲食や理美容などが多い傾向にあるが、創業する業種を制限せず、チャレンジする者を広く支援し、創業者を増やしていかなければならない。

庄原市行政評価シート

事務事業名 庄原市創業サポート補助金

市民意見 (プラモニ)

※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニとしての総括評価はありません。)

5.	現行どおり	拡充	縮小	終了		総回答数
有	2	1	0	0		3
主な意	容によっては、補助会 創業事業計画を有は不採用または複数	市において、新規創業金の無駄遣い、さらに 電識者等が十分吟味様 対採用)併せて、アフタ	は地域における閉塞 食討し、成功事例に導	感が増す事態に陥る 掌けるよう選考基準を	ため留意が必要であ	る。

事務事業名 庄原市創業サポート補助金

行政評価 委員会評価

拡充

※行政評価委員会の摘録(会議内容)はホームページに 掲載しています。

総括 意見 本市において、創業や第二創業は地域活性化に資するものとして大変重要であり、本事業はそれらの後押しに加え、市外からの移住・定住にもつながる効果を有することから、継続の必要性がある事業である。

今後、対象業種を拡充するとともに、事業効果等のPRによって事業の認知度を高め、創業の機運が高まるよう取り組んでいただきたい。また、審査会を経てから補助金交付までの期間が長いため、創業者が計画的に利用できるよう受付方法の見直しを検討されたい。

※委員会における最終的な評価として総括したもので、分布の多い評価を優先するものではありません。

	分	現行どおり	拡充	縮小	終了	
	布		5		0	

【現行どおり】

② 創業に対する支援は継続してするべきと考える。

業種に一部制限があるようだが、新業種・新職種の多様化社会である事、創業する側には大きな資金とエネルギーが必要とする事、等の理由で出来得る限り対象業種を拡大検討する事も必要かと思われる。 また、審査会の合否を得てからの開業までの期間が短いようであるが、受付期間の前倒し等するなど工夫して、開業者

また、番査会の合否を得てからの開業までの期間が短いよっであるが、受付期間の前倒し等するなど工夫して、開業者にとって十分な計画・資金繰りが立て易い受付方を検討すべきと考える。

④ 過去3年間の実績を見ましたが身近に実行されている業者を存じていないので、実際にどの様に運営されているかよく わからないが、新規創業者がこの制度を利用して増えるのは賛成。現行通りとする。

【拡充】

委

員の

意

見

① 人口減少等の大きな課題のある本市において、本事業は地域の活性化や経済効果および雇用につながる事業であり、近年のコロナ禍で創業面では難しい面もあるが事業を継続して行く必要があると思われる。また、本事業を利用しての転入者もあり、移住・定住に繋がることで人口減少対策の一部となっている。

今後も創業セミナーや支援相談など商工会議所(商工会)等の創業支援事業者と協力して事業推進を願いたい。併せて庁内他部署(自治定住課等)と連携を取り、移住者などの情報や本事業のPRに努められたい。

- ③ 本市において創業や第二創業は、地域活性化に資する事業として大変重要と考える。対象業種や補助率・補助上限額など見直し、事業の拡充につなげて頂きたい。
- ⑤ 今はいろいろなものが仕事として起業される時代であり、対象となる業種を拡げて頂きたい。また、制度自体が広く知られているとは言えないため、広く周知されることを望む。
- ⑥ コロナ禍で中山間地域が注目される中、地域経済の活性化のため、都市部から移転を考えておられる方にも有益になるよう継続をお願いしたい。

特定創業支援事業を受けることで、事業開始後の安定経営に繋がることと思うが、審査会を経て交付決定になるまでの期間が長いこと、幅広く創業者を応援するため、対象業種の拡大を含め拡充をお願いしたい。

課題とされている、市の創業に対する支援策の調整をされ、創業しようとする方、受け付ける方の事務の簡素化を望む。

⑦ 本事業は地域の活性化、雇用に関わることであり、今後も継続して実施をお願いしたいが、対象業種の拡充を検討いただきたい。

今後の事業 実施の方向性

現行どおり

補助金交付要綱の失効期日を延長する要綱の一部改正を行い、創業しようとする者への支援を継続する。 詳細 令和5年度中に、「まちなか活性化補助金」、「最寄り買い店舗改装支援補助金」とあわせて、支援内容の見直しを行 う。

備考

|予算額 令和5年度: 5,546千円

令和4年度: 5.666千円